

○青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準

令和5年4月1日実施

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰基準

1 趣旨

この基準は、青梅市スポーツ振興基金条例施行規則（昭和58年規則第21号。以下「規則」という。）第2条第2項および第4条第1項の規定にもとづく各種大会またはスポーツ等の振興において優秀な実績を上げた団体、市民等に対する表彰（以下「表彰」という。）の実施について必要な事項を定めようとするものである。

2 表彰対象者

表彰対象者は、次項に規定する表彰の対象となる功績または実績を上げた時点において、市民である個人もしくは青梅市の区域内（以下「市内」という。）に活動の本拠がある市民以外の個人または市内に活動の本拠がある団体とする。

3 表彰

表彰は、次に定めるときに行うものとする。

（1）青梅市スポーツ功労賞

体育、スポーツおよびレクリエーション活動の指導ならびに組織化に努力し、社会体育の普及発展に著しい功績があったと認められる次の表に掲げる対象者が右欄の年数以上在席したとき。

対象者	在席年数等
青梅市スポーツ推進委員	在職8年以上
青梅市スポーツ教室指導員	通算10年以上
青梅市スポーツ協会会長	在職5年以上
青梅市スポーツ協会副会長、専務理事、常務理事	通算10年以上
青梅市スポーツ協会の加盟団体の長	在職10年以上
その他青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める団体、市民等	教育委員会が必要と認めるとき

（2）青梅市スポーツ賞

団体、市民等が青梅市、所属団体等を代表し、もしくは予選等を通じて各種大会に出場したとき、または学校教育活動による大会へ出場したときにおいて、次の表に定める優秀な実績を

上げたとき。ただし、同一人が2つ以上の優秀な実績に該当した場合は、上位をもって対象実績とする。

大会の規模	東京都全域	関東全域程度	全国	国際大会
実績	優勝	3位以内	8位以内	出場者

(3) 青梅市スポーツ奨励賞

青梅市の小中学校の児童および生徒（市内に活動の本拠のある小中学生を含む。）が、次の表に定める優秀な実績を上げたとき。

大会の規模	三多摩全域	東京都全域	関東全域程度	全国
実績	優勝・準優勝	2位～6位	4位～8位	9位以下の出場者

(4) 青梅市スポーツ特別賞

全国大会または国際大会に出場し、特に優秀な実績を上げた場合において、表彰することが適当と教育委員会が認めたとき。

(5) 青梅市スポーツ栄誉賞

オリンピック、パラリンピックおよび同等の世界大会に出場し、3位以上の実績を上げた場合において、表彰することが適当と教育委員会が認めたとき。

4 推薦

表彰は、青梅市スポーツ協会、青梅市スポーツ協会加盟競技団体または教育委員会が調査し、青梅市スポーツ振興基金表彰候補推薦調書（別紙）により推薦し、行うものとする。

5 賞状等の贈呈

規則第4条第1項の被表彰者に対する賞状等の贈呈は、次の表により行うものとする。

賞	青梅市スポーツ 功労賞	青梅市スポーツ 賞	青梅市スポーツ 奨励賞	青梅市スポーツ 特別賞	青梅市スポーツ 栄誉賞
贈呈品	賞状・記念品	賞状・記念品	メダル	賞状・記念品	賞状・報奨金

備考

- 1 青梅市スポーツ栄誉賞の報奨金については、20万円を上限とし、その実績を勘案した金額とする。
- 2 市内に活動の本拠がある市民以外の個人または市内に活動の本拠がある団体の構成員に賞状等を贈呈しようとする場合において、当該贈呈対象者が小中学生以外であるときは、市内に在住、在勤または在学している者に限る。

6 実施期日

この基準は、令和5年4月1日から実施する。